

## 令和4年度 第1回 静岡市農業振興地域整備促進協議会 会議録

- 1 日 時 令和4年6月6日（月） 午後2時30分から午後3時55分まで
- 2 場 所 静岡市役所静岡庁舎本館3階 議会特別会議室
- 3 出席者 （委員）鈴木会長、遠藤副会長、深井委員、藤巻委員、朝比奈委員、青木（陽）委員、杉山委員、中山委員  
（事務局）杉本農地利用課長、丸山農振係長、奥山主任主事、山本主任主事
- 4 欠席者 （委員）青木（喜）委員、見城委員
- 5 傍聴人 なし
- 6 協議会長及び副会長選出  
会 長：鈴木茂樹（委員の中より互選にて選出）  
副会長：遠藤公夫（会長より指名）
- 7 議 題 農用地利用計画の変更について  
令和4年3月受付案件協議（除外2件）

### 9 会議内容

（鈴木会長） それでは、令和4年3月受付の案件について事務局より説明をお願いいたします。

（事務局） <農用地利用計画の変更について説明>

#### 【除外案件】

整理番号1 事由：葵区薬師 工場用地の整備

整理番号2 事由：葵区薬師 工場用地の整備

以上、除外2件の説明となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

（鈴木会長） ありがとうございます。それでは協議に入りたいと思います。

先日、私と遠藤委員で今回の除外案件について、事前に現地調査を行いましたので、所感を述べさせていただきます。

葵区薬師ですが、10年程前、5万、6万㎡という広い田畑が広がっていたところですが、新東名高速道路ができてから非常にここの場所がよいということで物流センターもでき、非常に開発が進んでいます。今回の2万㎡というところが最後の土地だという感じで、この辺りの農地がほとんど無くなってしまおうという話の中、現地で話を聞きましたが、建物の高さや排水についても適切に計画している印象を持ちました。また、土地所有者からの同意も得ているため、紛争はないと聞いています。僅かにハウスが農地として残りますが、その農地に対して被害防除をすれば、周辺農地への影響はないと思われました。

以上ですが、委員の皆様、全体を通して質問等があればお願いします。

（藤巻委員） 第2流通センターの構想の中で、今回の場所も計画地の一部となっており除外申請することになっていました。しかし、当初の計画で今回の計画位置とヘリポートとの四つ角の地盤が悪く、パイルを相当打たないと建物を建ててはいけないということがありました。しかし、ヘリポートを使用する時の飛行する線に掛かるとのことで、A区画の一部の除外ができなかったことがありました。申出地の田は浅畑川からポンプアップしている水路が途中で切れている状態であったため、その後不耕作になっていました。今回の申出により

雇用もあるということなので、有効利用を図れるのではと思っています。

A区画とB区画の建物の間の道路は狭いように感じるが、その道路は使用するのですか。ヘリポートとの間の道路から当該市道を経由し左右にトラックが入るのは非常に厳しいのではないかと感じます。その場合には、用水路に蓋などの措置が必要だと感じます。

(事務局) 当該道路は市道です。当該市道を跨いで計画は開発行為の許認可が下りない可能性がある。各区画で申請し、道路については現状どおり誰でも使用できる道のみとなります。

トラックの出入口はA区画の北西側、市道南沼上上土線からです。

用排水路等に影響が無いようにとの指摘については、農地整備課から農道、水路等について毀損がないようにとの指示があり、計画されています。

以前除外ができなかったことの理由として、建物の高さが影響したものではなく、高い建物を建てるために行うボーリング調査の際、杭を打つために使用する重機が航空法にかかっていたからと伺っています。今回はそのような重機は使用しないため計画上は認められると伺っています。

(事務局) 水利組合は解散していますか。

(藤巻委員) 解散しています。

(中山委員) 土地改良の農道とそれ以外の公道ということで、航空写真で見ると道幅は4mあるのかと思うが、4mでは大型車両は通行できるが、道幅に余裕がないと思います。通行している間は一方通行の様な状態になってしまい、公道は共有のものであるので、邪魔をして障害が起こってしまうのではと思っています。その様なところでのトラブルのケースも知っているため、市道の使い方、他の通行車両等への影響を考えていただきたい。

(事務局) ご意見ありがとうございます。事業者へ伝えさせていただきます。

なお、ご意見をいただいていた市道薬師3号線の道幅は6mとのことでした。

(鈴木会長) 農業委員の立場からですが、この周辺の農地として唯一ビニールハウスがありますが、被害防除が確かということであれば判断材料となるので、そこへの被害防除について今一度確認させてください。

(事務局) 当該農地を使用する方は、事業計画地北側の農道を使用し出入りをしてはいますが、今回の計画ではその農道には手を付けず、排水についても現状と変更がなく、影響があるとすれば建物の高さによる日照の関係であると考えています。ビニールハウスから工場が建つ位置までが約12mの距離、高さが約11mです。市道南沼上清掃工場前線からビニールハウスに向かってなだらかに傾斜があり、ビニールハウスの位置についても、道路面より1m程度高いところにあり、基本的に南側から東側は日照を妨げるものではなく、日中は問題ないかと思えます。また作業時間は午後5時までで、夜間のライトについては畑地全体には当たらない計画ということで確認しています。

(鈴木会長) 所有者の同意はどうなっていますか。

(事務局) 同意は得ており、計画自体も反対しておりません。ビニールハウスもあり、今後息子もいるということで、その間は続けていきたいということで伺っています。

(中山委員) 現状の写真を見る限り、水利組合も解散し、耕作放棄地の状況になっている。計画から考えてもこの話は有効だと思います。まちづくりになってくるのですよね。計画どおりで支障がなければいいことなのではと思います。

(遠藤委員) 現場に会長と行きました。周辺農地への被害防除はどうなっているのか、また地域の農地に対して何か支障があるのかと思いましたが、周辺は健康増進施設などがあり、これでは農家がないのではと感じました。ここは土地改良区だったということですよ。しかし新しい工場ができるのであれば、反対に農地造成などの政策も考えていただけたらと思います。

(事務局) 基本的には今後 10 年をみて必要なところは残し、そうでないところは他の利用を考えるとということになります。計画地の周辺は、複数の企業により約 10 年前から第 2 流通センターとして開始され、その時には既に今回の申出地も話は上がっていた経緯があったが、今回具体的な計画が上がってきたということです。事業者としても規模を拡大したいと考えており、路上駐車解消を図っていききたい意向もあったとのこと。申出者も新工場で規模を拡大し、しっかりと申出地でやっていきたい意向がありました。

(鈴木会長) 必要性について確認したい。2 万㎡という広い農地ですが、今までの社屋、工場等の利活用についてはどうなっていますか。すべて新規での大きな事業なのですか。

(事務局) 2 万㎡は全体計画ではあるが、駐車場や、法面や、緑地帯などを合わせての計画となっています。実際に工場、倉庫などに使用する面積は、移転・拡張前後対比表に記載のとおりです。現在は工場、倉庫等で 1 万 1 4 1. 7 4 ㎡、申出地も同規模の 1 万 1 8 3 ㎡です。今借りている場所が流通センター以外では富厚里、竜南にあるが、それらも集約したいとのことで、1 カ所に集約すれば効率的になるとのことです。また現状の面積では不足しているため、現在所有している部分も幾らかは使用します。本社、既存倉庫も有効活用はするが、老朽化もあり、その対策も必要となるため、メインは申出地であるが、既存の部分も使っていく計画となっています。あとは緑地帯や、駐車場などを含めると今回の計画となります。

(鈴木会長) 他にはご質問等ありませんか。

それでは、本日の変更案件につきましては、委員の皆様から意見がありました。これらの意見を尊重し、手続きを進めていただきたいと思います。

これにて議事を終了いたします。進行を事務局にお返しします。

(事務局) 委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。今後のスケジュールについて説明いたします。今回の案件は、静岡県との協議や公告、縦覧、異議の申し立て期間を経て、

概ね 11 月頃に手続きが終了する予定となっております。